

農業労働力確保支援事業のうち外国人材研修会・相談対応業務委託に係る審査要領

1 目的

研修会及び相談対応業務の委託先を選定するに当たって、必要な事項を定める。

2 審査員

- ・宮崎県担い手農地対策課長
- ・宮崎県担い手農地対策課 担い手対策担当課長補佐
- ・宮崎県農業協同組合中央会 営農振興部課長
- ・宮崎県農業法人経営者協会 事務局次長
- ・宮崎県農業会議 農政課長
- ・宮崎県農業振興公社 担い手支援課長

3 審査の基準

別紙審査表のとおり

4 審査方法

各審査員が、それぞれの企画提案について、別紙（審査表）により書類審査を行い、全ての審査員が60点以上を付した提案について、最得多点となった者から優先的に採択する。

同得点が複数者ある場合については審査員全員で協議の上、採否を決定する。

なお、参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である360点（満点600点×6割）以上になったとき、その参加者を契約締結候補者として決定する。

5 審査通知

選定の結果については、申込者に対して速やかに文書で通知する。

なお、採択した事業計画について、審査において変更を要すると判断した部分があった場合は、県と採用者間で協議を行い、事業の目的に沿った内容に変更するものとする。